

犬山市産業振興補助金

積極的に事業を展開しようとする中小企業者を支援します！

従業員が受講する研修や
資格取得の経費を一人あたり **2万円** まで補助 (人材育成事業)

中小企業者であって、事業者及び従業員（市内の事業所に勤務する人に限ります。）が下記の研修受講や資格取得をするために、事業者が研修又は資格取得のために支払う経費の一部（2分の1以内）を補助します。

- 1.愛知県農業大学校の実施する農業者を対象とした研修
- 2.中小企業大学校瀬戸校の実施する中小企業者向け研修
- 3.ポリテクセンター中部の実施する能力開発セミナー
- 4.その他市長が適当と認める研修

（補助上限額：研修受講又は資格取得をする従業員1人あたり2万円）

展示会等への
出展経費を1回あたり **20万円** まで補助 (展示会出展事業)

中小企業者が展示会等（事業者が製造又は販売する商品・サービス・情報等を展示し、又は宣伝するためのイベント）へ出展するために、展示会の主催者等に支払う経費の一部（2分の1以内）を補助します。

（補助上限額：出展1回あたり20万円）

就職説明会への
参加料を1回あたり **10万円** まで補助 (雇用支援事業)

小規模企業者が就職説明会へ参加するために、就職説明会的主催者等に支払う経費の一部（2分の1以内）を補助します。

（補助上限額：参加1回あたり10万円）

1年以上市民を
常用雇用して一人あたり **5万円** まで補助 (雇用促進事業)

小規模企業者が市民を常用雇用者とした日から1年間に支払った給与の一部（2分の1以内）を補助します。

- ※1 平成30年10月15日以降に常用雇用者となった者であって、補助金の申請日まで引き続き市内事業所に勤務する市民に限ります。
- ※2 常用雇用者とは、期間の定めのない雇用契約を締結している従業員であって、社会保険の被保険者である者をいいます。
- ※3 雇用した事業者または法人の役員の3親等以内の親族を除きます。
- ※4 過去にこの事業の補助対象となった人は除きます。

（補助上限額：雇用した市民1人あたり5万円）

●申請書等は犬山市のホームページでダウンロードいただけます。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyو/kigyoshien/1005386.html>

●問い合わせ先 犬山市経済環境部産業課（市役所3階）

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

0568-61-1800（代表）0568-44-0340（直通）

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/>

※上記内容は令和2年4月1日時点のもので、詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。